

特許

特許出願審査請求助成金 のご案内

対象経費

特許庁に支払う

特許出願審査請求料です。

※出願に対する助成ではありません。

助成率等

助成対象経費の2分の1以内の額
(千円未満切り捨て)。

同一申請者あたりの

限度額は150,000円とします。

申請手続き

先着順より受付。

予算額に達し次第締め切り。

概要

公益財団法人 川口産業振興公社では、川口市内に事業所を有する中小企業者等が新技術や新製品に関わる特許出願審査請求を行う場合、予算の範囲内で助成金を交付します。

対象者

本制度の助成対象者は、以下のいずれかに該当する方です。

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業者
- ②市内に在住している者で、起業・創業意思のある者

対象要件

製造に関連する特許で、当該年度末までに審査請求を行う予定のもの。

※すでに審査請求を行ったものは対象になりません。

※実用新案・意匠登録などは含まれません。

【お問合せ・お申込み】

公益財団法人 川口産業振興公社

〒333-0844 川口市上青木 3-12-18 埼玉県産業技術総合センター7階

TEL 048-263-1110

<http://www.kawaguchi-net.or.jp>

【詳細はこちらから】

